

## 伊佐市新庁舎建設検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 伊佐市新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査審議するため、伊佐市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画等の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新庁舎建設に関し必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務について審議が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに後任の委員を委嘱するものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の徴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。